


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口茂夫	
件名	東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例		
	部課機関	高齢介護課		
<p>1. 要旨</p> <p>介護保険法の改正（平成30年4月1日施行）により、居宅介護支援事業者に対する指定等について市町村に権限が付与されたこと、並びに介護医療院の創設に伴い、厚生労働省老健局長通知「「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正について」に基づき、東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導及び監査の対象事業者等に、「介護医療院」を追加する。 ・行政上の措置に、居宅介護支援事業者に関する引用条文を追加する。 ・都道府県への通知に、居宅介護事業者に関する引用条文を削除し、介護医療院に関する引用条文を追加する。 <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>介護サービス事業に対する指導及び監査について適正に実施することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年3月28日 介護保険施設等の指導監査についての一部改正</p> <p>平成30年4月 1日 改正介護保険法の施行</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに要綱改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。